㈠　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「ＰＣ鋼材の緊張管理に係わる具体的な提案」
㈡及び㈢　第１号３⑵②㈡及び㈢二同じ。
③及び④　第１号３⑵③及び④に同じ。
⑤　②㈠の「ＰＣ鋼材の緊張管理に係わる具体的な提案」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
②㈡の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
⑶　第１号３⑶に同じ。
⑷　⑵②㈠「ＰＣ鋼材の緊張管理に係わる具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。
⑸　第１号３⑸に同じ。
４　入札手続等
⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ。
⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。
①及び②　第１号４⑹①及び②に同じ。
③　郵送等による入札の受領期限は、平成26年７月７日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成26年７月10日11時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）を予定する。
５　その他
⑴～⑮　第１号５⑴～⑮に同じ。
⑯　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑰及び⑱　第１号５⑰及び⑱に同じ。
６　Summary
⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Chubu-Oudan Ueno Bridge.
⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続きを開始します。
平成 26 年４月 10 日
契約責任者　日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長　西室　泰三
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
１　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　北海道施設センターエリア劣化対策工事設計・工事監理等業務委託
⑶　業務内容　北海道施設センター管内において対象施設の空調、トイレ、内装、外装、防水等を含む改修工事、及び空調とその他部分的な改修を含む改修工事の調査・設計・見積数量表作成の各業務、及び照明、受変電、窓口内装、エレベーター等の部位別の改修工事を含めた契約事務補助・工事監理補助等業務等の実施業務であり、別途契約のプロジェクトマネジメント補助業務受託者の管理のもと業務を実施する。
⑷　履行期間　契約締結日より平成29年７月末日まで
⑸　その他は仕様書、入札説明書のとおり
２　参加資格
技術提案書の提出者は、下記⑴～⑷に掲げる資格を満たしている単体又は事業共同体とする。ただし、事業共同体の構成員は、単体として、或いは別事業共同体としての参加はできない。また、事業共同体の場合は、すべての構成員が資格を満たしていること。
⑴　次のアからエに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をした者（更生手続又は再生手続を終結した者を除く。）。
ウ　次の一に該当すると認められる者でその事実があった後、２年を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㈠　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
㈡　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
㈢　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者。
㈣　監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者。
㈤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
㈥　その他、当社に損害を与えた者。
エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者でないこと。
なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他次に掲げる者であること。
㈠　日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。
㈡　日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。
㈢　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。
⑵　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑶　参加表明書の審査基準日に北海道内及び東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県において、建設コンサルタント業務等に関し競争参加（指名）停止を受けている期間中でないこと。
⑷　別途契約する「劣化対策工事プロジェクトマネジメント補助業務委託」の参加表明者でないこと。
３　参加表明書の提出者に要求される資格
⑴　北海道県に本店、支店又は営業所を有すること。かつ、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のいずれかに本店、支店又は営業所を有すること。
⑵　企業の業務実績
⑶　業務遂行上、有用な資格保有者の保有
４　参加表明書の内容及び入札参加者を選定するための基準
⑴　企業の業務実績
⑵　業務遂行上、有用な資格保有者の保有状況
⑶　配置予定の管理技術者及び主任担当技術者の実績
⑷　企業の経営状態
⑸　業務実施体制
⑹　業務内容